

主な奨学制度

奨学金名	種別	資格・条件	金額	備考
日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子） 第二種奨学金（有利子）	貸与	主たる家計支持者の収入額等が支援機構の基準額以下であること	2～12万円	P.33 参照
日本福祉大学 緊急貸与奨学金	貸与	家計急変等により学業継続が困難になった場合	授業料・施設維持費の1/4を上限	P.34 参照
日本福祉大学 経済援助給付奨学金	給付	学業に真剣に取り組んでいること 本奨学金を受給することで学業継続が可能となるもの	25万円	P.34 参照
地方自治体・財団奨学金	給付・貸与	制度により異なる		学内掲示板 nfu.jp 掲示板
JASSO 災害支援金	給付	自然災害等により居住中の住居に半壊以上の被害をうけたもの	10万円	奨学金窓口へ相談

※奨学制度は、出願資格や金額などが変更される場合がありますので、募集要項で確認して下さい。
※「高等教育の修学支援新制度」については、web 掲示板（nfu.jp 掲示板）にて情報を掲載します。

教育ローン制度

ローン名称	種別	概要	金額	問い合わせ先
国の教育ローン	教育ローン	教育のために必要な資金を融資する公的な制度 https://www.jfc.go.jp/	1人につき 350万円以内	日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008656
学費サポートプラン	教育ローン	本学が（株）オリエントコーポレーションと提携して実施している教育ローン http://www.n-fukushi.ac.jp/ad/admissions/scholarship/	学校納付金の額 ※融資決定後、大学へ直接入金されます	（株）オリエントコーポレーション 学費サポートデスク 0120-517-325

日本学生支援機構奨学金

URL <http://www.jasso.go.jp/shogakukin>



■在学採用（毎年春に募集）

	第一種奨学金：無利子	第二種奨学金：有利子
目的	特に優れた学生で、経済的な理由により、著しく修学困難な者に貸与	経済的な理由により修学困難な者に貸与
対象	全学年	
月額	2万～6万4千円	2万～12万円 ※詳細は日本学生支援機構（JASSO）HP参照
選考	成績・経済状況	
決定・貸与開始月	7月（希望により4月分からの貸与を受けることができる）	
振込日	原則毎月11日	
貸与期間	卒業まで（最短修業期間）※1年ごとに継続手続（適格認定）が必要	

■緊急採用・応急採用（随時学生課・半田事務室・東海事務室に相談してください）

	緊急採用（第一種奨学金）	応急採用（第二種奨学金）
対象	失職・破産・事故・病気・死亡もしくは火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められるもの。ただし、家計急変事由発生から12か月以内に限る。	
月額	2万～6万4千円	2万～12万円 ※詳細は日本学生支援機構（JASSO）HP参照
貸与期間	事由発生月から原則年度末まで（手続きにより継続可能）	事由発生月から卒業まで（最短修業年限） ※1年ごとに継続手続きが必要

日本福祉大学緊急貸与奨学金

主たる家計支持者の失職や死亡または災害等による家計急変のため学業を継続することが困難になった場合に貸与する、緊急時の奨学金制度です。

募集にあたって

募集は下記事由に該当する場合に、予算内で随時行います。

返還は在学中または卒業（退学・除籍）後6ヶ月以降～10年以内

半年賦での返還とします。（返還誓約書提出時に返還計画書提出）

対 象	全学年
募集時期	随 時
募集人員	若干名
貸与額	在籍学部・大学院の年間学費1/4を上限とする
支給基準	面接・書類選考等
決 定	申請から14日前後
振 込 日	申請から14日前後
貸与限度回数	原則2回まで

出願事由（必要に応じて事由の証明書類を提出していただきます。）

- 主たる家計支持者が死亡または生別した場合
- 主たる家計支持者が失職（定年退職及び転職のための失職は含まない）した場合
- 主たる家計支持者が病気または事故等で、著しく支出が増大したり、収入が減少した場合
- 火災・風水害等の災害で著しい被害を受けた場合

日本福祉大学経済援助給付奨学金

対 象	学部生：通学課程の正科生・大学院：修士課程（通学）在学者 ※入学初年度前期は申請できません。
募集人員	前期…20名程度 後期…20名程度
給付額（一括）	25万円
選 考	応募方法、出願募集等は学内掲示（nfu.jp 掲示板）でお知らせします。
給付限度	学部は在学中2回、大学院は通算して在学中1回を限度とする。（入学年度により異なる。）

日本福祉大学経済援助給付奨学金の概要

出願要件（必ず毎回の募集要項を確認して出願してください。）

- (1) 本奨学金を受給することで学業継続が可能となる学生で、次のいずれかに該当する者
 - 家計支持者の収入が前年に比べて激減し、学業継続が困難になった者
 - 特段の事由で、経済状況が継続的に特に厳しい者
 - 親（家計支持者）の経済力に頼ることができずに自活している学生で、事故・病気等のやむを得ぬ事由で生活・学業の維持が困難と認められる者
- (2) 本学に在学している学生で、勉学に熱意を有し学業に真剣に取り組んでいる者
- (3) 何らかの奨学金の貸与を受けていること
 - 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者
 - 自治体・財団・その他の奨学金を受けている者